

軽自動車（四輪以上、三輪車等）の軽課について（平成30年度のみ）

排出ガスや燃費の性能に優れた、環境負荷の小さい車両に対して、排出ガス・燃費性能の基準に応じて軽課の税額が適用されます。

軽課税額の対象となるのは、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに新車新規登録され、排出ガス・燃費性能の優れた車両です。

軽課の税額が適用されるのは、平成30年度の1年限りで、平成31年度以降は標準税額になります。

軽自動車（四輪以上、三輪車）

※平成29年4月1日から平成30年3月31日までに新規登録された車両

区分		標準税額	標準税額の概ね 75%軽減 (ア)	標準税額の概ね 50%軽減 (イ)	標準税額の概ね 25%軽減 (ウ)
軽 四 輪	乗用・自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	乗用・営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物・自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
	貨物・営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
三輪車		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円

(ア) 電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス規制窒素酸化物10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合車）

(イ) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）又は平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成32年度燃費基準+30%達成車両

貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）又は平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成車両

(ウ) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）又は平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成32年度燃費基準+10%達成車両

貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）又は平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車両

※(イ)、(ウ)については、内燃機関の燃料が揮発油（ガソリン）の軽自動車に限ります。

※燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。